

だいたなので、私の方で会長を指名し、委員に賛同を求めるということでよろしいか。

(異議なし)

座長) それでは、私の方で指名させていただきます。山田委員に会長をお願いします。

(6) 会長あいさつ

3 議事

(1) 開会宣言

会長) ただいまから特別職報酬等審議会を開催します。本日の会議は、委員10名中9名の出席を得ていますので、成立していることを報告します。

(2) 副会長の指名

会長) 審議に入る前に決めておきたいことがございます。まず始めに副会長を決めさせていただきます。審議会規則第2条第4項の規定によりまして、副会長に小田委員を指名させていただきます。

(3) 会議運営の取決め事項の確認

会長) 次に、会議の運営につきまして、取決め事項を定めておきたいと思えます。資料の2ページ取決め事項(案)について、事務局から朗読をお願いします。

(事務局朗読)

会長) 取決め事項については、この案でよろしいか。

(異議なし)

会長) それでは、取決め事項は、この案のとおりとします。

(4) 会議録署名委員の指名

会長) 次に、会議録に署名していただく方を決めておきたいと思えます。1回につき2名必要ですので、名簿の上から順に2名ずつお願いしたいのですが、いかがですか。

(異議なし)

会長) ご異議がないようですので、そうさせていただきます。本日は、小田委員と賀川委員をお願いします。次回以降順次2名ずつお願いします。

(5) 諮問書の交付

会長) それでは、市長から諮問書の提出を受けたいと思えます。

(市長が会長に諮問書を提出)

(各委員に諮問書の写を配布)

会長) 事務局は、諮問書を朗読してください。

(事務局、諮問書を朗読)

(市長退席)

(6) 諮問理由の説明

会長) 事務局から諮問理由について、説明してください。

(事務局、諮問理由を説明)

(7) 提出資料の説明

会長) 事務局から、本日提出されている資料について説明してください。

(事務局、資料を説明)

(8) 資料の質疑

- 会 長) 資料についての質疑はありませんか。
- 委 員) 今回の件は、いつから実施して、いつまでと考えればよいのですか。
- 事務局) 三役で申しますと、条例の中で自主減額を平成19年3月31日まですると規定しています。
- 委 員) ということは、平成19年4月1日からということですか。
- 事務局) そのように理解していただいて結構かと思います。また、いつまでという決め方はしてもらわなくてもよい。社会情勢の変化でまた改正の必要がでてくれば審議を願うことになります。
- 委 員) 今の議論だと19年4月以降は改正ありきとも考えられるが、現行の給与カットを続けるというのも選択肢のひとつですか。
- 事務局) この審議会でもそれも含めて決めていただければと思います。
- 委 員) 前は、審議会を4回開催して決めて欲しいということだったが、今回はどうですか。
- 事務局) この後で、日程についても協議を願いますが、12月の市議会に今回の審議会の内容を反映させようと思っていますので、本日を含め審議会を4回開催する中でお願いしたいと思っています。
- 会 長) そうすると、答申の時期は、審議会の日程もあるが、10月の末か11月の初めということになるのですか。
- 事務局) 遅くとも11月の初旬には答申をお願いしたいと思っています。審議会での議論としては、10月中にお願いできたらと思っています。
- 委 員) これまでの審議の中では、宝塚市を意識して議論を行ってきた。今の行政規模では比較は難しいと思うが、今回の議論も他市の状況等を調査し、参考にできるように。
- 事務局) 平成4年の時の審議では、確かに宝塚市を意識した議論があったように思います。今回の資料でもだいたい調べたものを載せています。
- 委 員) 類似団体の状況はたくさん資料でているが、支払能力の上での自治体比較がよく分からない。人口割での市民一人当りの負担額はでているが、単に人口だけではいけない。規模の経済性もある。物価の面でいうと、国、県、市で条件がちがってくる。芦屋市と類似団体が比較できる参考になる資料をお願いしたい。
- 事務局) 各市の台所事情が分かる資料ということですね。48ページもそのひとつの資料ですが、考えて見ます。
- 委 員) 市議会議員の定数削減請求は、今どうなっていますか。
- 事務局) 今、選挙管理委員会が正式な署名人数を確定し、縦覧期間中です。問題なければ正式に代表が市に条例改正請求をすることになります。
- 委 員) 45ページの住民一人当たりの負担額があるが、阪神間各市の比較がほしい。平成17年度分でよい。48ページの住民一人当たりの人件費の各市比較を県下と類似団体にも広げて欲しい。
- 事務局) 努力いたします。
- 委 員) 56ページのバランスシートの有形固定資産は、減価償却後ですか。
- 事務局) そのとおりです。
- 委 員) 含み損をもっているものはないですね。
- 事務局) 詳しくはわかりません。一度確認してみます。
- 委 員) 住民一人当たりの比較のときに、行政サービスの水準によって一律に一

- 人当りとはならないので、そこが分かるデータをお願いしたい。
- 事務局) 単なる数字だけでは難しいところがあって、行政サービスの水準が高ければ質も高くなる。そういう意味でのひとつの資料として47ページで比較しています。
- 一例で言うと、幼稚園の2年保育を早くから実施しているが、そのぶん市民に多くの負担をしてもらっています。行政サービスが高いひとつの事例です。数字だけが一人歩きするのが厄介という面もあります。
- 会長) 平成15年から本格的に行政改革をやっていくということで68項目にわたり一生懸命取り組まれている。市長のあいさつで行政改革うまくいっているようなニュアンスの話があったが、本当にそうなのか信用できない。これから三位一体改革で平成19年度から芦屋市は急激に税収が減る。これから芦屋市がいかに困難か、行政改革がうまくいくのか非常に心配である。そういう背景の中で報酬等について、どう考えていくのかということである。次回に行政改革と三位一体改革を含めた形で、18年度に策定した今後10年間の改革案について、分かりやすく説明してもらいたい。
- 委員) 私たちも三位一体改革で市税が約14億円減収になるということは聞いているが、市長は減収する市が全国で6市しかないから国へ行き要望すると言っているが、それが本当に可能なのかどうか具体的な話があれば特別職の報酬についても、芦屋独自で考えてもよいと思うが、はたして可能性があるのかということを思います。
- 事務局) 次回に資料をお出しいたします。
- 委員) 62ページの市長の退職金ですが、箕面市が極端に低いのが最近に改定されたのですか。あまりにも首長の退職金が高すぎるということでこー、二年ぼつぼつと改定されているところがありますが、改定されているところのリストがあれば出して欲しい。
- 委員) 特別職の退職金は、貢献度を勘案して決めるのが本来の筋だと思いますが、制度上は無理なのですか。今後、三位一体改革の中で非常に難しい舵取りをされるのですから、そこを評価されてしかるべきだと思います。
- 事務局) 条例で規定していますから、評価によって変動させるということは難しい。
- 会長) いろいろ質問もあり、新しい資料の要求もありました。私の方からも行政改革の進捗と見通しについてもお願いをしました。今後、どういう方向で進めていくのかということですが、事務局はあと3回で結論を出して欲しいといわれている。
- 今日、皆さんのスケジュールを決めていただけたらと思います。お忙しい方ばかりですので、土、日や夜も含めた中で決めていきたいと思いません。10月中には終えたい。
- 委員) 3回でなく1日予備の日がほしい。4回+1日がほしい。
- 会長) 今回は、10月1日午後3時でいかがですか。
- (異議なし)
- 会長) 次回以降、10月10日午後4時、10月20日午前9時30分、予備日として10月31日午前10時からでよろしいでしょうか。
- (全員で確認)

事務局) 2つほど連絡事項があります。審議会に諮問したことについて、新聞記者発表をさせていただくことについて、了解をお願いしたいと思います。もう一点は、皆さん方の報酬について、最終の会議のときに一括して支払わせていただきたいと思いますと思っており、了解をお願いしたいと思います。

(異議なし)

会 長) 次回は、10月1日午後3時からということで、本日はこれにて閉会といたします。ご苦勞様でした。

以 上